

立教学院史資料センター規程

(4) 資料の公開およびレファレンスサービス
(5) 学院内における立教史の教育に関する業務
(6) その他第2条の目的達成に必要な事項

制定 二〇〇〇年一〇月一八日

施行 二〇〇〇年一〇月一八日

改正 二〇〇二年二月二七日

改正 二〇〇二年一二月四日

改正 二〇一年四月一四日

改正 二〇一二年七月一日

(センター長およびその職務)

第4条 センターに、センター長1名を置く。なお、必要に応じて副センター長を置くことができる。

センター長は、センターの業務を統括し、センターを代表する。副センター長は、センター長の指示にもとづき、センター長を補佐する。

センター長は、毎年度の終わりに、当該年度の事業経過ならびに次年度の事業計画案を総長に報告し、その承認を得なければならない。

センター長は、事業計画に変更の必要が生じた場合、速やかに総長に報告し、その承認を得なければならない。

センター長、副センター長は、総長がこれを任命する。

第5条 センター長、副センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 センター長、副センター長が任期の途中で退任した場合、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

資料の収集、整理および保存

調査・研究およびその成果の発表

展示会、講演会、公開講座等の開催

(運営委員およびその職務)

第6条 センターに運営委員若干名を置き、次の区分に

より総長が任命する。

大学 5名

池袋中学校・高等学校 1名

新座中学校・高等学校 1名

小学校 1名

(6) (5) (4) (3) (2) (1)

学院本部 1名

その他センター長が特に指名する者 校友

3 センター員の任期は2年とする。ただし、再任を含む若干名

2 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

運営委員は、運営委員会を構成し、センターの運営にあたる。

(運営委員会)

第8条 センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、センター長がこれを招集し、その議長となる。

3 運営委員会は、次の事項を審議する。

(1) センターの管理運営に関する事項

(2) センターの研究・事業内容に関する事項

(3) その他必要と認める事項

(センター員)

第9条 センターには、その事業に従事するセンター員

若干名を置く。

センター員は立教大学研究所等構成員規程に基づき、次の区分により総長が任命する。

(1) 本学院の教職員のうちから、運営委員会の議を経てセンター長が推薦する者

(2) 本学院の教職員以外のうちから、運営委員会の議を経てセンター長が推薦する者

3 センター員の任期は2年とする。ただし、再任されることができる。

(学術調査員)

第9条の2 センターに学術調査員を置くことができる。

(事務局)

第10条 センターに事務局を置く。

(改正)

第11条 本規程の改正は、運営委員会の議を経て総長が

これを行う。

この規程は、二〇〇〇年一〇月一八日から施行する。

この規程は、二〇〇二年四月一日から施行する。

この規程は、二〇〇一年二月四日から施行する。

この規程は、二〇一一年四月一日から施行する。

この規程は、二〇一二年七月一日から施行する。

この規程は、二〇一二年七月一日から施行する。